川辺町教育委員会 教育長 長谷川 哲

学校教育活動の再開について

3月2日よりの学校休業に伴い、保護者の皆さまには長期間に亘ってお子さんのお世話や食事等々、 大変なご苦労や心労・負担をお掛けし誠に申し訳なく、又ご協力に心より感謝申し上げます

さて、休業していました町内小・中学校の教育活動を、登校日週間を経て6月1日より再開することにしました。新型コロナウイルス感染防止にこれまで以上の対策を取りながら、段階を踏んで平常授業や生活に戻して行くことにしました。再開にあたっての感染防止具体的対策については、各校の校報やホームページをご覧ください。

5月25日(月)~5月29日(金)	分団別や学級別小集団等により数日の登校日を設けます。
5月30日(土)	小学校(午前)中学校(午後)の入学式を行います。新入生と
	代表保護者の出席をお願いしました。在校生は出席しません。
6月1日(月)~6月12日(金)	分団別や学級別等による午前又は午後の半日授業を行います。
	給食はありません。
6月15日(月)~	一斉登校・通常授業を開始します。給食を開始します。

学校再開においては、かけがえのない子どもたちの『命第1』を最優先に、「密閉」「密集」「密接」の3密を回避するために今までに無い制約の中での生活や学習場面が多くなりますが、ご理解のほどよろしくお願いします。子どもたちが楽しみにしていた行事や活動も中止・延期・縮小などがありえます。プール使用は中止することにしました。又秋に予定の音楽会も中止にしました。運動会や修学旅行等は検討を重ねているところです。心配される授業日数や時間数の確保については、今年度の特例として次のように学期を分け長期休業を短縮しました。行事や活動の中止・縮小によりその準備時間や該当時間も授業時間に当てていきます。

学期(今年度特例)	1 学期 6 月 1 日~ 9 月 30 日
	2 学期 10 月 1 日~12 月 25 日
	3 学期 1月4日~3月26日
夏季休業	8月1日~8月16日
冬季休業	12月26日~1月3日
卒業式	小学校 3月25日 中学校 3月16日

それぞれの学校におきましては、一人ひとりの学習状況に応じた丁寧な指導を心がけると共に一層の授業改善や充実に努めてまいります。学習上でご心配なことがありましたらいつでも学校へ声をかけてください。又長期休業を終えて始まる集団生活での不安や心配など、お子さんの心うちにも留意いただき、心配されるときは遠慮なく学校へご相談ください。

学校ではお子さんの健康状態の把握に努めますが、ご家庭におかれましてもご協力のほどよろしくお 願いします。

<生活リズムの立て直しについて>

- ・およそ3ヶ月に及ぶ休業により、生活のリズムが乱れたり体力が低下したりしている可能性があります。学校再開に向けて規則正しい生活ができるよう見届けをお願いします。
- ・免疫力を高めるためにも十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事をお願いします。
- ・家族そろって引き続き「うがい」「手洗い」「マスク」「咳エチケット」に加えて換気も習慣化していただくと有り難く思います。

<家庭での健康状態の確認>

- ・学校から配布される健康チェックカードに、検温結果や咳症状の有無等を記入いただき押印の上お 子さんに持たせてください。
- ・検温が出来ない場合は学校にて検温を行います。
- ・チェックカードを忘れた場合はご家庭に電話を入れさせていただきます。
- ・自宅での健康確認において
 - □息苦しさ、強いだるさ、高熱などの症状がある
 - □咳、くしゃみ、発熱などの風邪症状が続いている
 - □基礎疾患があり発熱や咳などの風邪症状が見られる
 - の3項目で1つでも該当する場合は自宅で休養させてください。その場合欠席扱いではなく出席停止として扱います。
- ・登校後発熱や喉の痛みなど風邪症状がみられた場合は、保護者の方へ連絡させていただきます。お 迎えのほどお願いします。

<マスク着用と登下校中の服装について>

- ・マスクを必ず着用させてください。咳エチケットとして飛沫飛散を抑制するために使用します。生 地や色は問いません。
- ・中学校は制服で登下校をしていますが、学校再開後当分の間は家庭での洗濯が容易な学校指定の体 操服での登下校とします。

<学校外における各種習い事について>

・学校外での生活についてはご家庭での判断により参加していただきますが、町内外の他校児童生徒と接触することは感染リスクを高める可能性があります。参加する場合は万全の感染防止対策を行った上で参加するようご配慮ください。

<中学校部活動について>

・分散登校中は部活動を行いません。岐阜県のガイドラインに沿って部活動を再開します。詳細は後 日学校より連絡します。

<感染が判明した場合の対応について>

- ・お子さんや同居家族の方が感染判明又は濃厚接触者と認定された場合は必ず学校へ連絡をお願いします。
- ・お子さんの感染が判明した場合は出席停止となります。期間は「感染の判明した日(判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日)」から「専門医等が快癒を認める等登校を許可した日」までです。
- ・お子さんが濃厚接触者と認定された場合も出席停止となります。期間は「濃厚接触者と認定された 日」から「保健所に指示された期間」です。
- ・お子さんの同居家族の方が濃厚接触者に認定された場合は出席停止となります。期間は「家族が濃厚接触者として認定された日」から「家族の症状によって必要な期間」までです。